

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 28 回 コーデックス総会

日時 : 2005年7月4日(月) ~ 7月9日(土)

場所 : ローマ(イタリア)

仮議題

第1章 はじめに	
1 .	議題の採択、議事運営
2 .	第 55 回、56 回執行委員会の報告
3 .	FAO/WHO 地域調整部会の報告
第2章 手続き等に関する案件	
4 .	手続マニュアルの改正
a)	手続規則の改正
b)	手続マニュアルの他の改正
第3章 コーデックス規格と関連文書	
5 .	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続のステップ5で提出されたものを含む)
6 .	ステップ5の規格素案と関連文書
7 .	現行のコーデックス規格と関連文書の取消または廃止
8 .	新規の規格及び関連文書の検討、作業中止の提案
第4章 計画及び予算に関する事項	
9 .	財政及び予算に関する事項 2006/2007 の予算案
10 .	コーデックス委員会の戦略的計画
11 .	2005-2007 年のコーデックス会合のスケジュール案
第5章 方針及び一般問題	
12 .	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業に対する FAO/WHO 合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成と、コーデックス部会と特別部会の構成と所掌の見直し
13 .	部会及び特別部会の報告から提起された事項
14 .	コーデックス委員会とその他の国際組織との関係

15 .	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金
16 .	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
第 6 章	選出と指名
17 .	地域調整国の指名
18 .	議長・副議長の選挙、執行委員の選挙
19 .	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第 7 章	その他の事項
20 .	その他の作業
21 .	報告書の採択

第 28 回コーデックス総会主要検討課題（案）

規格及び関連文書

仮議題 5 . ステップ 8 及び 5/8 の規格案及び関連文書

< 果実・野菜ジュース特別部会（TFVJ）>

事項	概要
果実ジュース及びネクターの一般規格案	果実ジュース及びネクターに関する包括的な規格案。
濃縮還元ジュースと濃縮還元ピューレの最低濃度及びネクターの中のジュース及び / 又はピューレの最低含有量（容積％）案及び原案	果実ジュース及びネクターの一般規格に含まれる、ぶどう、グアバ、マンダリン / タンジェリン、マンゴー、パッションフルーツ、タマリンドジュース、レモン、ライム、オレンジ、パイナップルジュースの濃縮還元ジュースと濃縮還元ピューレの最低糖度及びネクターの中のジュース及び / 又はピューレの最低含有量（容積％）案及び原案。

< 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要
動物薬の最大残留基準値案及び原案	Cyhalothrin、Flumequine、Neomycin、Dicyclanil、Imidocarb の最大残留基準値について承認を行うもの。
抗菌剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範原案	本実施規範は、動物用医薬品の使用による耐性菌問題の発生を極力抑えるためのもの。

< 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要
ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案	補助食品におけるビタミン・ミネラルの含有量（上限値・下限値）、表示の項における 1 日あたりの摂取推奨量、摂取方法、注意事項等の表示すべき事項などについて規定するもの。

< 一般原則部会（CCGP）>

事項	概要
食品添加物・汚染物質部会の暴露評価に関する方針案	第 36 回 CCFAC（2004 年 3 月）からの付託事項。CCFAC の依頼により行うリスクアセスメントにおいて、JECFA が暴露評価を行う際の指針。
食品添加物・汚染物質部会が適用するリスク分析の原則案	第 36 回 CCFAC（2004 年 3 月）からの付託事項。CCFAC で適用されるリスク分析に関する原則。

< 食品輸出入検査・認証システム部会 (C C F I C S) >

事項	概要
電子証明のための原則原案	電子認証を使う際の留意すべき原則を公的証明書の発行のためのガイドラインの付属書として総会に諮るもの。

< 食肉衛生部会 (C C M H) >

事項	概要
食肉衛生規範案	食肉、食鳥肉及びこれらの加工品等について、これまで6つに分かれていた衛生規範等を統合し、農場～食肉処理～出荷～消費にいたる各段階について食品衛生の一般原則を基本とした食肉衛生規範としてまとめたもの。

< 油脂部会 (C C F O) >

事項	概要
名前のついた植物油規格の改正 (B) ごま油規格修正案	名前のついた植物油規格に収載されているごま油規格の脂肪酸組成の数値を修正するもの。
バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する国際実施規範の表 1 改訂原案 (迅速化手続き : ステップ 5A)	バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する国際実施規範のうち、保管時や輸送時における油温やタローの輸送期間について表 1 の改訂が提案されている。

< 魚類・水産製品部会 (C C F F P) >

事項	概要
塩蔵塩干魚製品規格改訂案	塩蔵及び塩干品の水分量、塩分量の測定法、及びサンプリング方法に関する修正が提案されている。
魚類・水産製品取扱規範案 (養殖)	魚類・水産製品取扱規範案のうち、養殖に関するセクション。
魚類・水産製品取扱規範案 (えび類、頭足類、輸送、小売り、関連する定義)	魚類・水産製品取扱規範案のうち、えび類の加工、頭足類の加工、輸送及び小売のセクション、またこれらセクションに関連する用語の定義について総会に付される。

< 残留農薬部会部会 (C C P R) >

事項	概要
最大残留基準値 (MRL) 案、原案及び MRL 修正案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会 (本年 4 月開催) で審議した MRL 案について採択に付されるもの。
スパイスの最大残留基準値 (MRL) 原案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会 (本年 4 月開催) で審議した MRL 案について採択に付されるもの。
暫定最大残留基準値 (MRL) 原案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会 (本年 4 月開催) で審議した 3 農薬 (ビフェナゼート、フルジオキシニル、トリフロキシストロピン) の MRL 案について採択に付されるもの。

残留農薬の同定、確認及び定性分析における質量分析の使用に関するガイドライン原案	残留農薬の同定、確認及び定性分析における質量分析の使用に関するガイドライン。
食品および飼料のコーデックス分類改訂 新たな分類コード及び番号案	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂。MRL が既に策定されている品目について食品群及び分類コードを新たに提案するもの。

< 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要
乾果のアフラトキシン汚染の防止・低減のための行動規範案	乾果におけるアフラトキシン汚染の防止と低減に関する行動規範について検討を行うものであり、適正農業規範、適正製造規範、適正貯蔵規範が提案されている。
缶詰食品中の無機スズ汚染の防止と低減のための製造規範案	スズ板製造、缶製造、缶詰食品製造、貯蔵、消費の各段階におけるスズ汚染防止及び低減に関する製造規範案。
食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTF）の改訂原案	GSCTF の中に「食品及び食品群中の汚染物質及び毒素の暴露評価の方針」に関連する文章を含めるための改訂案。
カドミウムの最大基準値案（小麦、馬鈴薯、根菜類、葉菜類、その他野菜）	小麦（0.2 mg/kg）、馬鈴薯（剥皮したもの； 0.1 mg/kg）、根菜類（セロリアックと馬鈴薯を除く； 0.1 mg/kg）、葉菜類（0.2 mg/kg）、その他の野菜（食用キノコ、トマトを除く； 0.05 mg/kg）で合意された。
食品添加物の国際番号システムの修正原案	JECFA で評価された食品添加物に新たに国際番号を付す、又は修正するもの。
食品添加物の一般基準（GSFA）の食品添加物規定原案及び案	GSFA に追加するための食品添加物の規定原案及び案。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第 63 回 JECFA において設定された左記規格について採択に付されるもの。

< 生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要
ランブータンの規格原案	ランブータンに関する、品質、サイズ、表示、衛生等の規程からなる規格原案。

仮議題 6 . ステップ 5 の規格案及び関連文書

< アジア地域調整部会 (C C A S I A) >

事項	概要
高麗人参の規格原案	食品としてのみ適用される高麗人参製品の規格案。

< 加工果実・野菜部会 (C C P F V) >

事項	概要
加工トマト濃縮物の規格原案	トマトピューレ及びトマトペーストの規格案。トマトソース、チリソース、ケチャップなど加工度の高い製品は含まない。
トマト貯蔵製品の規格原案	トマト缶詰などの包装されたトマトの貯蔵製品の規格案。
柑橘類缶詰の規格原案	グレープフルーツ、マンダリンオレンジ、スイートオレンジ類、プメロの缶詰製品の規格案。

< 食品残留動物薬医薬品部会 (C C R V D F) >

事項	概要
動物薬の最大残留基準値原案	Flumequine(in black tiger shrimp)、Pirlimycin、Cypermethrin and alpha-cypermethrin、Doramectin (in cow ' s milk) の最大残留基準値についてステップ 5 での承認を行うもの。

< 油脂部会 (C C F O) >

事項	概要
名前のついた植物油規格の修正原案 (A) 米ぬか油規格原案	名前のついた植物油規格に新たに追加することとなった米ぬか油の規格案。

< 魚類・水産製品部会 (C C F F P) >

事項	概要
チョウザメキャビアの製品規格案	チョウザメキャビア製品の規格。適用範囲は「チョウザメ科 <i>Acipenseridae</i> 」に限定。

< 食品衛生部会 (C C F H) >

事項	概要
食品中のリステリアモノサイトジェネス〔の管理〕における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案	調理済み食品 (Ready-to-Eat 食品) 中のリステリア菌について、微生物学的リスク管理手法による検討を行い、食品衛生の一般原則を基本とした衛生管理ガイドラインの策定を進めている。

微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン原案	CCFH 及び加盟国が微生物学的リスク管理に適用する原則及びガイドライン。
卵及び卵製品の衛生規範改訂原案	委員会の決定に基づき、過去に策定した衛生規範を改訂しているもの。卵及び卵製品について、農場段階から消費にいたるフードチェーンの各段階において実施すべき対策を含む内容となるよう検討を進めている。

< 残留農薬部会部会 (CCPR) >

事項	概要
最大残留基準値 (MRL) 原案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会(本年 4 月開催)で審議した最大残留基準値 (MRL) 原案。
スパイスの MRL を含む乾燥パルプの最大残留基準値 (MRL) 原案	乾燥パルプに対する 49 農薬の国際残留基準の設定。
結果の不確かさの推定に関するガイドライン原案	残留分析における GLP ガイドラインの改正として規格化検討されている、分析結果の不確かさの推定に関するガイドライン。
CCPR によって適用されるリスク分析原則原案	CCPR におけるリスク分析手法の原則を文書化したもの。

< 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) >

事項	概要
食品添加物の一般基準 (GSFA) の前文の改訂原案 (食品添加物の GSFA への収載と見直しの手順表を含む)	個別の食品規格に掲載される添加物と GSFA に掲載される添加物が大きく乖離していることから、これを是正するため GSFA の前文の見直しを進めている。
未加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオの最大基準値原案	未加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオに関する総アフラトキシンの最大基準値原案。加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオについてはステップ 3 に戻し、作業部会において基準値原案を検討することとなった。
カドミウムの最大基準値原案 (精米、海産二枚貝 (カキとホタテを除く) 及び頭足類 (内臓を除く))	精米の基準値原案については 0.4 mg/kg を維持、海産二枚貝 (カキとホタテを除く) 及び頭足類 (内臓を除く) の基準値原案については、1.0mg/kg で総会に勧告することとなった。

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要
包装食品の表示に関する一般規格の修正原案：原材料の量に関する表示 (QUID)	現行の「包装食品の表示に関する一般規格」における原材料の量に関する表示について、規定内容を拡大するための修正案。

仮議題 8 . 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

- 新規作業 -

< 総会 / 食品表示部会 (C A C / C C F L) >

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン	本ガイドライン案の定期的改訂について前回第 27 回総会にて新規作業の提案がされたが、本部会の作業量等を考慮し承認を保留した。今次総会で再度検討される予定。

< アジア地域調整部会 (C C A S I A) >

事項	概要
非発酵大豆製品の規格策定	中国から新規作業として提案された案件。企画書が総会の直前に開催される第 5 6 回執行委員会に提案され、さらに総会に提出される予定。

< 食品残留動物用医薬品部会 (C C R V D F) >

事項	概要
動物薬の評価及び再評価の優先順位リストの検討	コリスチン他 8 物質について JECFA が評価する優先順位リストに掲載することが決定されたもの。

< 食品輸出入検査・認証制度部会 (C C F I C S) >

事項	概要
食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング (T / P T) に関する討議文書	認証制度における T / P T の適用のための原則を策定する作業に着手するもの。(原則の範囲(食品安全のみとするか、公正な貿易も含むのか)、輸出入の要求基準となりうるか等について意見が分かれている。)
総括的な公式証明書の様式及び証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂に関する討議文書	左記ガイドラインについて、時代の要請に即したより精巧なガイドラインとするため、見直しを行うもの。

< 油脂部会 (C C F O) >

事項	概要
名前のついた植物油規格の改訂	名前のついた植物油規格の改訂。(中オレイン酸ひまわり油の規格策定、中オレイン酸大豆油の規格策定、低リノレン酸大豆油の規格策定及び無漂白パーム油の規格改訂)

< 魚類・水産製品部会 (C C F F P) >

事項	概要
ホタテの加工に関する製造規範原案	急速凍結ホタテ貝柱規格原案の討議において、水分含

	量の統一的な基準値を設定しない代わりに、「魚類・水産製品取扱規範」の枠組みの中で適正製造規範の細目策定を開始することを第 27 回部会で合意。カナダが新規作業のためのプロジェクト文書を提出する予定。
--	---

< 一般原則部会 (C C G P) >

事項	概要
執行委員会の構成メンバーの任期の明確化	執行委員の構成員である議長、副議長及び地域代表国、さらに追加が提案されている地域調整国の任期を一定にすべきだという意見を反映し作業が行われるもの。

< 残留農薬部会 (C C P R) >

事項	概要
農薬の優先リスト (新規追加及び定期的見直し)	コーデックス優先リストの設定について提案される。
最大残留基準値 (MRL) 策定手順の改訂原案	最大残留基準値 (MRL) 設定に関する新しい手順の検討。

< 食品添加物・汚染物質部会 (C C F A C) >

事項	概要
「食品添加物国際番号システム」の改訂	現存するコーデックス規格「食品添加物国際番号システム」(CAC/GL 36-2003) のうちのセクション 2 : 食品添加物の機能の分類、その下位分類及び定義の改訂。
ブラジルナッツにおけるアフラトキシン汚染の防止と低減の追加的な手法に関する付表	本総会で最終採択が検討される、乾果におけるアフラトキシン汚染の防止と低減に関する行動規範の付表であり、採集によるブラジルナッツに特異的な局面をカバーするもの。
酸加水分解植物タンパクとそれを含む食品の製造におけるクロロプロパノール類低減のための行動規範案	クロロプロパノール類低減のために酸加水分解植物タンパクとそれを含む食品の製造において管理すべき要因をカバーする行動規範案。

< 食品表示部会 (C C F L) >

事項	概要
トランス脂肪酸の定義に関する検討	第 26 回栄養・特殊用途食品部会で合意されたトランス脂肪酸の定義案について、第 33 回食品表示部会において修正。この修正した定義案を収載するために「栄養表示に関するガイドライン」及び「包装食品の表示に関する一般規格」を改訂することを 28 回総会に新規作業として承認することを提案。

< 生鮮果実・野菜部会 (C C F F V) >

事項	概要
スウィートキャッサバの規格改訂	トンガ及びフィジーで生産されるキャッサバのシア ン化水素濃度が規格中の要件を越えるため、これらの キャッサバを規格中に含めるための規格改訂作業が 両国により提案されたもの。

- 作業の中止 -

< 加工果実野菜部会 (C C P F V) >

事項	概要
しょうゆの規格原案	本規格策定作業の取扱いは本年 2 月の執行委員会で 議論され、その後、作業継続の必要性について各国に 対し意見紹介がなされた。この回答を踏まえ、総会前 に開催される執行委員会で検討され、総会に対し勧告 がなされる。さらに、この勧告を踏まえ、総会が作業 を継続するか決定する。

< 食品残留動物用医薬品部会 (C C R V D F) >

事項	概要
動物薬の最大残留基準値案	評価に必要な新たなデータがないことから、 Phoxim(in cattle tissues and cow ' s milk)、 Cefuroxime(in cow ' s milk)、Cypermethrin(in sheep tissues)、Alpha-cypermethrin(in cattle and sheep tissues and cow ' s milk)の検討を中止するもの。

< 一般原則部会 (C C G P) >

事項	概要
「食品」の定義の改訂	第 20 回部会で、倫理規範の議論を行っている際に、 食品の定義の作業を別箇に行うことに合意され、第 27 回総会(2004 年)で新規作業として承認された。 しかしながら、今次部会で、CCGP は改訂の必要性が ないという結論で合意し、総会に対し作業の打ち切り の承認を求めることとなった。

< 食品表示部会 (C C F L) >

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及び 流通に関するガイドライン： 付属書 2 の改訂案：表 4	付属文書表 4 (使用できる加工助剤について記載) の 改訂が検討されていたが、加工助剤の取り扱いについ て CCFAC が現在検討中であることを踏まえ、表 4 の改 訂は継続しないことを総会に提案することとなった。